明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○建設業法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**六〇）　一
〔告　示〕
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**一〇八）　二
○著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件（**文化庁**四五～五〇）　三
○建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件及び経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の一部を改正する告示（**国土交通**八二七）　三七
○災害時の管理の方法を定めるべき踏切道を指定した件（**同**八二八）　四四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五五
特殊法人等
令和三年度文部科学省共済組合の決算、国立研究開発法人国立環境研究所令和三年度財務諸表、弁理士登録、原子力損害賠償・廃炉等支援機構令和三事業年度財務諸表、日本弁護士連合会公示送達・裁決、令和三年度日本郵政共済組合の決算関係　五六
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一〇二
会社その他
会社決算公告　一〇三

省令

○国土交通省令第六十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条第一項（同法第十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十七、第二十七条の二十九第一項及び第二十七条の三十六の規定に基づき、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月十五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫